

別紙

諮問第630号

答 申

1 審査会の結論

別表に掲げる請求内容1に対し、「平成〇年度指導力不足教員（新規申請者）に対する聴取について」を対象保有個人情報として特定した上、全部開示とした決定は、妥当である。

別表に掲げる請求内容2及び4に対し、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

別表に掲げる請求内容3に対し、不存在を理由として非開示とした決定のうち、「都教委関係者、同行者の氏名、役職名」に係る部分については、「指導力不足等教員（新規申請者）に係る授業観察について」を新たに対象保有個人情報として特定し、改めて開示又は非開示の決定をすべきであるが、その余の部分については妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）における請求内容1から4までに対し、東京都教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成29年10月27日付けで行った全部開示決定及び不存在を理由とする各非開示決定について、それぞれ取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 請求内容1に係る全部開示決定について

私は、「平成〇年度指導力不足教員（新規申請者）に対する聴取について」の（５）の質問に対して、はっきり「聞いていません。」と回答した。〇〇管理主事は日本語が理解できないのかと思う。詳細な記録を提出して欲しい。他の文書も提出して欲しい。

イ 請求内容２に係る非開示決定について

〇〇（管理主事）と校長との面談記録は絶対にあるはずである。

ウ 請求内容３に係る非開示決定について

授業観察者等の氏名は、研修センター等にあるはずである。指導力不足等教員に関する資料は処分しないと聞いている。

エ 請求内容４に係る非開示決定について

テープレコーダーをズボンのポケットに入れて授業をさせられた。カセットテープがない訳はない。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 教育庁人事部職員課の所管業務に係る請求内容について

請求内容１から３までに係る保有個人情報、平成〇年〇月〇日に、審査請求人が勤務していた〇〇区立〇〇小学校において、実施機関が実施した意見聴取及び授業観察に係る情報である。

審査請求人は、当時公立学校教員であったが、勤務校の校長から実施機関宛てに、新規に指導力不足等教員として認定するための申請がなされた。

このため実施機関では、指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定手続等に関する要綱（平成14年2月21日教育長決定。以下「認定手続等要綱」という。）第3第3項に基づき審査請求人が意見を述べる機会を設け、併せて当該申請に係る事実を確認するために授業観察を実施した。

実施機関では、職員２名を当該意見聴取及び授業観察に当たらせ、「平成〇年度

指導力不足等教員（新規申請者）に対する聴取について」（以下「本件聴取記録」という。）及び「指導力不足等教員（新規申請者）に係る授業観察について」（以下「本件授業観察記録」という。）の2件の記録を作成させた。

本件聴取記録の「聴取者職氏名」欄及び「記録者職氏名」欄には、上記2名の職員の職・氏名が記載されている（請求内容1には「指導主事〇〇」と記載されているが、〇〇の職は「管理主事」である。）。

このことから、本件聴取記録を請求内容1及び3の趣旨の一部に係る保有個人情報として特定し、条例16条各号に規定する非開示情報がないことから、その全部を開示することとした。

指導力不足等教員の認定に係る手続において、実施機関職員と校長との面談の実施について定めておらず、実施していない。このことから、請求内容2に係る保有個人情報については、作成又は取得した事実がなく、存在していない。

請求内容3に係る保有個人情報のうち、「同席した区教委関係者の氏名、役職名（全員）（但し、〇〇校長、〇〇副校長は除く）」に該当する情報を記載した公文書は、作成又は取得した事実がなく、存在していない。

以上のことから、実施機関では、本件聴取記録の全部を開示する決定を行い、請求内容2及び3に係る保有個人情報について、不存在を理由とする非開示決定を行ったものである。

（2）東京都教職員研修センターの所管業務に係る請求内容について

審査請求人の主張にある平成〇年〇月〇日の授業は、指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成14年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）及び指導力不足教員指導改善研修実施要綱（平成12年11月1日教育長決定。以下「改善研修実施要綱」という。）により行った授業力分析授業である。

審査請求人は、審査請求の理由として、「私はH〇年〇月〇日の授業で、確かに〇〇社の小型テープレコーダー（カセット）をズボンの右側のポケットに入れられて授業をさせられた。『重いから嫌だ』と言ったら、『これで皆さん授業を録音しています』と〇〇指導主事に言われた。確かに他の研修生も同社の小型カセットテープレコーダーで録音していた。カセットテープがない訳はない。」と主張する。

しかしながら、「平成〇年度指導力不足等教員に対する研修」研修実施細目によ

れば、授業力分析授業において、録音テープに音声を記録することについては特に規定がなく、また現に東京都教職員研修センター（以下「研修センター」という。）では録音テープを作成していないため存在しない。

以上のことから、条例14条1項の規定により、不存在を理由とする非開示決定とした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 3月 7日	諮問
令和 元年11月12日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年11月19日	新規概要説明（第202回第一部会）
令和 元年12月11日	審議（第203回第一部会）
令和 2年 1月30日	審議（第204回第一部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 実施機関の事務事業について

(ア) 指導力不足等教員の認定について

規則2条2項は、指導力不足等教員について、「次項に規定する指導が不適切である教員及び第4項に規定する指導に課題がある教員をいう。」と規定している。

規則 2 条 3 項柱書は、「指導が不適切である教員」について、「精神疾患その他の疾病以外の理由により、次の各号のいずれかに該当し、学校において日常的に児童等への指導等を行わせることに支障がある教員として…認定された者をいう。」と規定し、1号から4号までにおいて、「教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者」「指導方法が不適切であるため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者」等を規定している。

規則 2 条 4 項は、「指導に課題がある教員」について、「前項の認定を受けた者以外で、精神疾患その他の疾病以外の理由により、前項各号のいずれかに該当する教員として…認定された者をいう。」と規定している。

規則 3 条 1 項柱書は、「指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定に係る申請については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が、教育委員会に対して行う。」と規定しており、区立学校に勤務する教員については、1号により、当該教員が勤務する学校を設置する区の教育委員会教育長が申請者となることとされている。

実施機関は、当該認定の手續等に必要な事項につき、認定手續等要綱及び指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員への対応に関する指針（平成14年7月23日人事部長決定。以下「対応指針」という。）を定めている。

同要綱第3第1項は、「教育委員会は、…申請及び業績評価に基づき、東京都教育庁人事部、指導部及び東京都教職員研修センターの関係部課長等で構成する判定会の審議を経て指導力不足等教員を認定し、認定された者の研修期間を決定の上申請者に通知する。」と規定しており、同3項は、「人事部長は、第1項の認定及び決定に当たっては、あらかじめ、前項に規定する教員に意見を述べる機会を与えなければならない。」と規定している。

対応指針第3_1(2)は、「申請された者については、都教育委員会が、区市町村立学校については管理主事等を…派遣し、事実確認を行う。この際、申請された者に意見を述べる機会を設ける。」と規定している。

(イ) 指導改善研修について

規則 5 条は、「教育委員会は、…指導が不適切である教員に対して、…指

導改善研修…を実施しなければならない。」と規定しており、実施機関教育長は、当該研修の実施に当たり必要な事項について、改善研修実施要綱を定めている。

改善研修実施要綱第3は、「指導改善研修は、東京都教職員研修センター…が実施する。」と規定している。

改善研修実施要綱第4_2は、「センターにおいては、全体研修計画及び受講者個別の課題を分析し、個別の研修計画を作成して、課題の段階に応じた研修を行う。」と規定している。

研修センターでは、年度ごとに研修実施細目を定め、指導改善研修期間中に受講生に対して実施する各研修について、ねらいや進め方等を定めている。

イ 本件開示請求に対する各決定及び審査会の審議事項について

実施機関は、本件開示請求に対し、請求内容1については、対象保有個人情報として本件聴取記録を特定した上、その全てを開示する決定を行い、請求内容2から4までについては、請求に係る記録を作成及び取得していないとして、不存在を理由とする非開示決定を行った。

審査請求人は、上記各決定に対し、前記2(2)のとおり主張していることから、審査会は、請求内容1に係る全部開示決定に関しては、対象保有個人情報の特定の妥当性について、請求内容2から4までに係る各非開示決定に関しては、請求に係る個人情報を不存在と判断したことの妥当性について、審議を行うこととする。

ウ 請求内容1について

実施機関は、認定手続等要綱第3第3項に基づき、審査請求人を指導力不足等教員として認定するために必要な手続として、平成〇年〇月〇日に職員2名を〇〇区立〇〇小学校に派遣して審査請求人から意見聴取を行い、その際に本件聴取記録を作成させたことから、請求内容1に係る対象保有個人情報として本件聴取記録を特定した、と説明する。

これに対し、審査請求人は、「詳細な記録を提出して欲しい。他の文書も提出して欲しい。」と主張していることから、この点についてさらに実施機関に説明

を求めたところ、実施機関では、意見聴取の記録は被聴取者及び聴取者の発言の要旨で足りるものとし、逐語録の作成までは要求していないとのことであった。

また、意見聴取の内容にばらつきや漏れが生じないように、担当部署における実務上の工夫として、共通の記録用紙（A4判1枚）を用いて記録することとしているため、本件聴取記録の他に、詳細な記録等の作成は行っていないとのことであった。

審査会が見分したところ、本件聴取記録は、六つの質問項目とその回答内容を記入する欄があらかじめ設定されている所定の用紙に記録されたものであることが確認された。

また、上記ア（ア）のとおり、認定手続等要綱及び対応指針では、意見聴取の実施を定めているものの、聴取記録の作成等に関する明文の定めは特段見当たらない。

これらを踏まえると、実施機関の上記説明に不自然、不合理な点は認められず、実施機関が請求内容1に係る対象保有個人情報として本件聴取記録を特定し、その全てを開示した決定は、妥当である。

エ 請求内容2について

実施機関は、指導力不足等教員の認定に係る手続において、対象教員が勤務する学校の校長と実施機関の職員との間で面談を行う旨の明文の定めはなく、現にそのような面談は実施していないため、請求内容2にいう記録は、作成及び取得していないと説明する。

審査会が見分したところ、認定手続等要綱及び対応指針において、「実施機関の職員と校長との面談」の実施に関する明文の定めは特に存在しないことが確認された。

また、そのような面談が実施された事実又はその記録の存在をうかがわせるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、実施機関の上記説明に不自然、不合理な点は認められず、請求内容2について、不存在を理由として非開示とした決定は妥当である。

オ 請求内容3について

請求内容3の趣旨は、平成〇年〇月〇日に〇〇区立〇〇小学校で行われた審査請求人の授業観察に関する保有個人情報のうち、「当該授業観察を行った実施機関関係者及び同行者の職・氏名が分かるもの」及び「同席した区教育委員会関係者の職・氏名が分かるもの」の開示を求めるものであると解される。

(ア) 実施機関関係者及び同行者に係る請求部分について

実施機関は、理由説明書において、平成〇年〇月〇日に職員2名を審査請求人の意見聴取及び授業観察に当たらせ、本件聴取記録及び本件授業観察記録の2件の記録を作成させたが、本件聴取記録の「聴取者職氏名」欄及び「記録者職氏名」欄には、上記2名の職員の職・氏名が記載されていることから、本件聴取記録を請求内容1及び3の趣旨の一部に係る保有個人情報として特定し、全部開示決定としたと説明している。

しかしながら、前記4(2)イのとおり、実施機関は、請求内容3に対し、請求に係る記録が不存在であることを理由として非開示決定を行ったものであるから、審査会は、実施機関の上記説明を踏まえつつ、不存在を理由とした非開示決定の妥当性について判断する。

審査会が見分したところ、本件授業観察記録には、授業観察を担当した職員2名の職・氏名が記録されていることが確認された。

したがって、請求内容3のうち「都教委関係者、同行者の氏名、役職名」に係る部分については、本件授業観察記録を新たに対象保有個人情報として特定した上で、改めて開示又は非開示の決定をすべきである。

(イ) 区教育委員会関係者に係る請求部分について

実施機関は、「同席した区教委関係者の氏名、役職名(全員)(但し、〇〇校長、〇〇副校長は除く)」に関する記録については、作成及び取得した事実がなく、存在していないと説明する。

この点について、さらに実施機関に説明を求めたところ、授業観察の実施主体は実施機関であって、区教育委員会はいくまで立ち会いの趣旨で同行しているにすぎないことから、区教育委員会関係者に関する記録は作成していないとのことであった。

前記（２）ア（ア）のとおり、区立学校に勤務する教員に係る指導力不足等教員の認定については、当該区教育委員会教育長からの申請を受け、実施機関が、当該学校に管理主事等を派遣して授業観察等により事実確認を行い、本人からの意見聴取等所定の手続を履践した上で、実施機関の関係部課長等により構成される判定会の審議を経て認定を行うものとされている。

よって、区教育委員会は、申請者又は学校設置者という立場において授業観察に立ち会ったにすぎないものと解されることから、上記実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、請求内容３のうち「同席した区教委関係者の氏名、役職名（全員）（但し、〇〇校長、〇〇副校長は除く）」に係る部分について、不存在を理由として非開示とした決定は妥当である。

カ 請求内容４について

請求内容４の趣旨は、平成〇年〇月〇日に審査請求人が勤務校で実施した理科授業の音声記録の開示を求めるものであり、審査請求人は、前記２（２）エのとおり、具体的かつ詳細に当時の状況を描写した上で、当該請求に係る録音テープの存在を主張している。

これに対し、実施機関は、当該授業は、審査請求人が当時受講していた指導力不足教員指導改善研修のカリキュラムの一つである授業力分析授業として実施されたものであるところ、同研修の実施細目には、授業力分析授業の実施に際し、録音テープに記録することを定めた規定はなく、現に研修センターでは録音テープを作成していないことから、存在しないと説明する。

審査会が当該研修の実施細目を見分したところ、平成〇年〇月〇日に実施されたカリキュラムは授業力分析授業であることが確認された。

また、当該実施細目における各カリキュラムに関する記載を精査したところ、観察授業や成果分析授業など、音声を記録する旨明記されているカリキュラムが存在する一方、授業力分析授業に係る説明部分にはそのような記載はなく、他に当該請求に係る録音テープの存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、実施機関の上記説明に不自然、不合理な点は認められず、請求内容４について、不存在を理由として非開示とした決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらは審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑

別表 本件開示請求の内容

請求内容	
1	H〇年〇月〇日、〇〇区立〇〇小学校で、都教委指導主事〇〇と〇〇教諭の面談の記録
2	同日の〇〇と〇〇校長との面談の記録（私に係る内容）
3	H〇年〇月〇日〇〇区立〇〇小学校の〇〇教諭の授業観察に行った都教委関係者、同行者の氏名、役職名及び同席した区教委関係者の氏名、役職名（全員） （但し、〇〇校長、〇〇副校長は除く）
4	H〇年〇月〇日、〇〇区立〇〇小学校の〇〇教諭の理科授業の録音テープ（カセット）